

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	産業廃棄物再生活用業の個別指定に係る効力停止等	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (産業廃棄物処理業) 第14条第6項 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみ処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (産業廃棄物処分業の許可を要しない者) 第10条の3（抜粋要旨） 法第14条第6項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 再生利用されることが確実であると認められた産業廃棄物のみ処分を業として行う者であつて指定を受けたもの</p> <p>○堺市再生利用業の個別指定に関する規則 (指定の効力の停止) 第7条 指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその指定の効力を停止することができる。 (1) 法若しくはこの規則若しくはこれらの規程に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は他人に対して当該行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が当該行為をすることを助けたとき。 (2) 第3条第1項に規定する基準に適合しなくなったとき(次条第1項第1号に該当するものを除く。)、及び第3条第2項の規定により当該指定に付した条件に違反したとき。 (指定の取消し) 第7条の2 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すものとする。 (1) 法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 次号に規定する場合を除き、前条第1号に該当し、情状が特に重いとき。 (3) 前条の規定による指定の効力の停止に係る期間中に法第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項の規定に違反して廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったとき。 2 市長は、指定業者が前条第2号に該当した場合であつて、情状が特に重いと認めるときは、その指定を取り消すことができる。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">・聴 聞</div> <div style="margin-left: 20px;">・弁 明</div>
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	<p>行政手続法第13条第2項第2号に規定する「法令上必要とする資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。」に該当するため、手続を省略する。</p>
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	